

処方箋の一般名処方について

名張市立病院では、患者さんに適切な医薬品を選択していただけるよう、一般名処方を推進しています。

一般名処方とは？

お薬の商品名ではなく、有効成分の名称(一般名)を記載した処方箋を発行することです。これにより、保険薬局では、同じ有効成分を含む先発医薬品・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の中から調剤することができます。

お薬の供給不足への対応にもつながります

特定の銘柄のお薬が不足した場合でも、一般名処方であれば、保険薬局において同じ有効成分の別の銘柄へ変更して調剤できる場合があります。お薬を切らすことなく、治療を継続することにつながります。

お薬の費用について

後発医薬品を選択することで、お薬の費用を抑えることにつながります。

先発医薬品を選択した場合の「特別の料金」

後発医薬品がある先発医薬品(長期収載品)を患者さんの希望で選択した場合、令和8年6月からは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当額を「特別の料金」として、通常の患者負担とは別にお支払いいただく仕組みとなっています。特別の料金には消費税が加算されます。
※医師の判断等により対象外となる場合があります。詳しくは厚生労働省のHPや保険薬局にご確認ください。

一般名処方を行う際には、その趣旨について十分にご説明いたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



名張市立病院
Nabari City Hospital